

広島市建設工事競争入札取扱要綱別表の2の注3の規定により市長が別に定める令和5年度における工事成績が特に優良な事業者を定める件
(令和5年3月24日制定)

広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行）別表の2の注3の規定に基づき、市長が別に定める令和5年度における工事成績が特に優良な事業者を、次のように定める。

広島市建設工事競争入札取扱要綱別表の2の注3の規定により市長が別に定める令和5年度における工事成績が特に優良な事業者とは、次の(1)から(4)までに掲げる条件を全て備える事業者とする。

- (1) 令和3年又は令和4年の完成工事平均成績の点数のいずれかが工種ごとに次表に定める点数以上であること。

| 工種 | 令和3年 | 令和4年 |
|--------|------|------|
| 土木一式工事 | 81点 | 82点 |
| 建築一式工事 | 77点 | 77点 |
| 電気工事 | 75点 | 76点 |
| 管工事 | 74点 | 76点 |
| 舗装工事 | 82点 | 83点 |

- (2) 令和3年及び令和4年の当該工種に係る完成工事平均成績の点数がいずれも65点未満でないこと。
- (3) 令和4年度及び令和5年度において指名停止措置を受けている期間がないこと。
- (4) 令和4年度及び令和5年度に完成した全ての工種の工事に係る完成工事成績の点数に60点未満のものがないこと。

附 則

この定めは、令和5年4月1日から施行し、同日から令和6年3月31日までの間に公告等を行う工事の入札案件について適用する。